

車座集会(明日香座)

村政への意見や提案をいただくため開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

※事前申込は不要です。

■第1回

【日時】

7月26日(土) 19時～

【場所】 役場交流ホール

【対象大字】

御園・檜前・檜前緑ヶ丘・檜前緑台・檜前いおり野・阿部山・大根田・栗原・上平田・中平田・下平田・南平田・越・真弓・地ノ窪

■第2回

【日時】

8月9日(土) 19時～

【場所】 役場交流ホール

【対象大字】

岡・島庄・上居・細川・上・尾曾・冬野・畑・入谷・栢森・稲渚・阪田・祝戸・橘・立部・野口・川原

■第3回

【日時】

8月23日(土) 19時～

【場所】 役場交流ホール

【対象大字】

飛鳥・豊浦・雷・小山・奥山・八釣・東山・小原

【問い合わせ】

総合政策課

☎ 54-9018

年金の予約相談

日本年金機構の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約を行っています。

【予約方法】

- ・全国共通の予約受付専用電話 ☎ 0570-0514890
- ・お近くの年金事務所に電話または来訪
- ・桜井年金事務所(予約受付専用) ☎ 46-0978

※希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

※申し込みの際は、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

買い物をお手伝いします

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

買い物へ出かけてみませんか？

【対象者】

70歳以上または障がい者の方

【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の登録、予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬補助
- ・その他、相談により対応

【行き先】

スーパーエバグリーン飛鳥

【日程】

- ・7月3日(木)・17日(木)・23日(水)
- ・8月7日(木)・13日(水)・28日(木)

※いずれも13時30分～15時30分

※買い物時間は1時間程度

【利用料】

500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会

☎ 54-2740

人間ドック助成

医療機関で人間ドックを受診された方に、費用の2分の1(上限10,000円)を助成します。

【対象者】

明日香村国民健康保険加入者で、検診結果を健康こども福祉課へ提供してくださる方

【申請必要書類】

- ①医療機関からの領収書の原本
- ②マイナンバーカード、資格確認書または資格情報のお知らせ
- ③振込先金融機関情報の分かるもの(通帳など)
- ④印鑑

【申請先・問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282



7月のし尿くみ取り

原則として月1回（一部2か月に1回）し尿のくみ取りを行っています。

【日時】

7月2日（水）・3日（木）午前中（時間指定不可・くみ取りと集金は別日です。）

【問い合わせ】

新晃株式会社

☎ 22-5258

マイナンバーカード出張申請（自宅訪問）サービス

「ご高齢の方や、身体が不自由な方、子育て中の方など、来庁が難しい方に向けて、ご自宅への出張申請サービスを行っています。できあがったカードはご自宅に郵送します。」

【申し込み・問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282



▲詳しくはこちら

使用済の小型家電を回収します

家庭で使われなくなって眠っている小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれています。

役場玄関に専用の回収ボックスを設置し、資源のリサイクルを推進します。ご協力をお願いします。

【設置場所】 役場玄関

【対象品目】

- ① 携帯電話・PHS
- ② スマートフォン
- ③ 電話機
- ④ 携帯ラジオ
- ⑤ デジタルカメラ
- ⑥ ビデオカメラ
- ⑦ ポータブルDVDプレイヤー
- ⑧ 携帯音楽プレーヤー
- ⑨ ICレコーダー
- ⑩ テープレコーダー（デッキを除く）
- ⑪ 補助記憶装置（ハードディスク・USBメモリ）
- ⑫ 電子辞書・電子手帳・電卓
- ⑬ ゲーム機（据置型・携帯型）
- ⑭ ポータブルカーナビ・ETCユニット・VICSユニット

- ⑮ ヘアドライヤー、電動歯ブラシ、電気カミソリ等
- ⑯ 上記の付属品（リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード）

【注意】

・家庭から排出された小型家電に限りです。

・一度回収ボックスに入れた小型家電の取り出しはできません。

・回収ボックスの投入口（30cm×17cm）に入るものに限りです。

・携帯電話等、個人情報が含まれる場合は、個人情報情報を消去してから入れてください。

・バッテリー、電池や蛍光灯等は取り外し、有害ごみとしてお出しください。

・電源ケーブルは、切断し袋に入れてください。

・異物・ごみ等、小型家電以外のものは入れないでください。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 54-2282



モバイルバッテリーからの火災に注意

モバイルバッテリーや携帯用扇風機など、リチウムイオン蓄電池を内蔵した製品から出火する火災の件数が増加しています。

【注意すること】

・取扱説明書をよく確認し、耐用年数を超えて使用しない。
・落下・浸水に注意し、むやみに分解・改造・修理しない。
・破損・膨張などの異常がある場合は使用をやめる。

・メーカーの定めた充電器を使用し、汎用品は使用しない。

・充電の際は、周囲を整理整頓し水分の多い場所です実施しない。

・発火に備えて、モバイルバッテリーは不燃ケースに収納する。

・処分する際は、取扱説明書と地域のゴミ回収ルールを守る。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課予防係

☎ 52-4499

農地の適正管理に努めましょう

農業委員会では、8月～9月を農地パトロール期間として、村内全域の農地を対象とした利用状況調査を実施します。

耕作や除草等の管理がされていない農地は、景観を損なうだけでなく、病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場所にもなり、近隣の農業者や住民に悪影響を及ぼします。

本調査後には、適正に管理されていない農地の所有者に通知させていただきまます。ご理解とご協力をお願いします。

※調査期間中、農地上空を調査ドローンが飛行することがあります。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
☎ 54-9020

農作物残^さ渣の適正処理にご協力ください

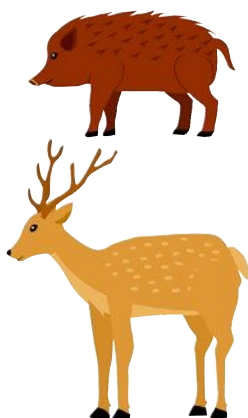
適切な処分をされていない農作物残渣は、有害鳥獣の餌となります。一度餌場を覚えた鳥獣は、周辺の農作物に手を出し、被害が拡大する恐れがあります。

農作物残渣をすき込んだり埋設したりするなど、有害鳥獣が食べられない環境づくりにご協力をお願いします。

村内では（一社）奈良県猟友会明日香支部による捕獲檻を設置していますが、事故や錯誤捕獲につながるため、絶対に農作物残渣や餌を檻の中に置いたり投げ入れたりしないでください。

【問い合わせ】

明日香産業課
☎ 54-9020



狩猟免許の取得・更新を補助します

【対象者】

次のすべてに該当する方

- ① 新たに狩猟免許（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許）を取得または更新した方
- ② 村内に住所を有する方
- ③ 村税の滞納がない方
- ④ （一社）奈良県猟友会明日香支部に入会し、村内の有害鳥獣捕獲に従事できる方

【対象経費】

- ・ 狩猟免許初心者講習会に要する受講料
- ・ 狩猟免許または狩猟免許更新の申請に要する手数料
- ・ 医師の診断書料金

【申請方法】

狩猟免許を取得または更新した日から3ヶ月以内に村指定の申請用紙に必要事項を記入し、左記へ提出してください。

【問い合わせ】

明日香産業課
☎ 54-9020

狩猟免許取得のご案内

● 狩猟免許初心者講習会

【開催日】 8月30日（土）

【会場】

奈良県農業研究開発センター
（桜井市池之内130-1）

【内容】

試験合格に向けた知識、技能講習

【講習代】 12,000円

※ 狩猟免許試験と併せて申し込み

● 狩猟免許試験

【開催日】 8月31日（日）

【会場】

奈良県農業研究開発センター

【申込方法】

8月18日（月）までに必要書類・手数料を添えてお申し込みください。

【必要書類】

- ・ 狩猟免許申請書・診断書
- ・ 写真・住民票

【手数料】 5,200円

【申し込み・問い合わせ】

一般社団法人奈良県猟友会
☎ 0742-2618125

ナラ・シェイクアウト (地震行動訓練)

7月5日(土)からの奈良県地震防災週間に合わせ、地震を想定した訓練を行います。防災無線の放送を聞いて、各家庭・職場・学校等でご参加ください。

【訓練日時】※1分間

7月9日(水) 10時30分

【対象地域】

村内全域

※同時刻に県内で同様の訓練が行われます

【訓練の内容】

- ① DROP!..まず低く!
 - ② COVER!..頭を守り!
 - ③ HOLD ON!..動かない!
- 姿勢を低くして頭を守るなど、身を守る行動をとりましょう。

【問い合わせ】

総務財政課

☎ 54-2001



耐震化で地震に備える

住宅の耐震化のため、『既存木造住宅耐震診断事業』を実施します。

耐震診断後に『既存住宅耐震改修工事』を実施された場合には補助金の交付と、所得税の控除および固定資産税の減免を受けることができます。(※要件あり)

【受付期間】

7月1日(火)～11月28日(金)

※各事業は、事前に必要な手続き等がありますので、必ず実施前にご相談ください。

【事業概要】

1. 既存木造住宅耐震診断事業
村耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

＜対象住宅＞

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅
- ② 延べ床面積が250㎡以下
- ③ 階数が2以下(地階は除く。)
2. 既存木造住宅耐震改修事業
耐震診断を受けた木造住宅の耐震改修工事を実施した場合、上限50万円までの補助金を交付します。

※改修工事費(税抜)が50万円以下の場合には補助金交付なし

＜対象住宅＞

昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断を受けた木造住宅

3. 既存住宅耐震改修工事に係る税控除等

● 所得税の控除 上限25万円

＜主な要件＞

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ② 現行の耐震基準に適合する耐震改修

● 固定資産税の減免 120㎡相当まで最長2年間、2分の1

● 固定資産税の減免 120㎡相当まで最長2年間、2分の1

＜主な要件＞

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ② 現行の耐震基準に適合する耐震改修
- ③ 耐震改修に係る費用が50万円以上

【問い合わせ】

総合政策課

☎ 54-9018



ブロック塀等撤去の補助

地震時に倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去経費の一部に対し、補助金を交付します。

【受付期間】

7月1日(火)～11月28日(金)

※事前に必要な手続き等がありますので、必ず撤去工事の計画前にご相談ください。

【対象となるブロック塀等】

- ① 高さが60cm以上であり、道路に面しているもの。または高さが60cm以上であり、かつそのブロック塀等と道路境界までの水平距離がその高さ以内のもの。
- ② ブロック塀等の点検表による点検結果でひとつ以上不適合項目があること。
- ③ 同一敷地内において、過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。

【対象者】

- ① 補助対象ブロック塀等を所有する方(共有の場合は共有者全員の合意による代表者)
- ② 村税等を滞納していない方
- ③ 国その他地方公共団体の公共用

地の取得に伴う損失補償を受けていない方

【補助額】

補助対象ブロック塀等の撤去にかかる経費（税抜）の2分の1で、上限10万円まで。

※1,000円未満の端数切捨

【問い合わせ】

総合政策課
☎54-9018

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行をした人を再び地域社会に受け入れ、孤独・孤立などの生きづらさを自分ごととして関わるコミュニティづくりに取り組みます。

地域・家族で支え合い、夢や希望を持って安全で安心して暮らせる明るい社会となるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●7月1日（火）

村内啓発パレード

飛鳥駅等での街頭啓発や村内事業所への訪問、啓発パレードを実施

施します。また、事業所等に啓発物品を配布します。

更生保護「ひまわりテレホン」

☎0742-2016000

月～土・13時～16時

（祝日、年末年始を除く）

ひとりで悩まずにお電話ください。相談は無料です。

人権を考える集会

村では、村民一人ひとりの人権意識を高め、あらゆる差別をなくす取組を行っています。

日常にある身近な人権問題について正しい理解と認識を高める機会として開催しますので、ぜひご参加ください。

【日時】

7月5日（土）

13時30分～15時20分

【場所】 中央公民館ホール

【内容】

記念講演『あなたはあなたのままでそこに咲いてください』
自身の子育て経験をもとに、全てのの人に贈るメッセージ

【講師】

歌手 山本 かずみ氏

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282



▲山本かずみ氏

住民票に旧氏のフリガナを記載します

令和8年5月から、住民票の旧氏にフリガナが記載されます。

住民票に新たに旧氏の併記（記載）を希望される方は、旧氏とともに旧氏のフリガナを請求できるようにしました。

※旧氏と旧氏のフリガナのどちらか一方だけを請求（記載）することはできません。

既に旧氏が記載されている方には、順次「住民票に記載しようとする旧氏のフリガナ」を通知します。

●フリガナが正しい場合

届出は不要です。

●フリガナに誤りがある場合

令和8年5月25日（月）までに請求してください。

※請求方法はHPをご覧ください。

【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-2282



▲詳しくはこちら

てんいち先生



消費生活相談から

《事例》

気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法

分電盤の点検を勧める電話がかかってきて了承したところ、業者が来訪した。

点検後、「古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったが、何十年も交換していなかったため、約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。

後からよく考えると高額ではないかと思うので、工事を中止してほしい。

(80歳代)

《アドバイス》

●分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査

員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

●点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

●分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

●特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればフリーリング・オフできます。

《場所》

役場 相談室中

《問い合わせ》

明日香村消費生活相談窓口

☎54-2282

※くらし窓口課直通の電話番号です。相談の方は「消費生活相談」の希望をお伝えください。

※相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ

☎188

奈良県消費生活センター等につながります。

奈良県立万葉文化館からのお知らせ

《展覧会》

■特別展 「天翔る飛鳥あまかけあすか 烏頭尾精の世界」

村出身の画家で、満93歳になる烏頭尾精。奈良や京都の古都の風景を描いた「古都シリーズ」を一挙に公開します。

【会期】7月12日(土)～9月15日(月・祝)

《観覧料》

一般1,000円、高校・大学生500円、小・中学生300円
※国内の小・中・高校生および18歳未満は無料。その他割引等、詳しくはHPをご覧ください。

《関連イベント》

●対談「画業70年のあゆみ あすかの風土に生きて」
(無料・事前申込制)

【日時】7月21日(月・祝)

14時～15時30分(開場13時30分)

《講師》

烏頭尾 精氏 (日本画家・京都教育大学名誉教授)

西光 慎治氏 (明日香村教育委)

員会文化財課課長補佐)

【定員】150名

●ギャラリートーク
(要観覧券・申込不要)

【日時】

・7月13日(日) 14時
・7月16日(水) 15時40分

【講師】当館学芸員

《講座》

■万葉集をよむ (無料)

「秋の雑歌ぞうか」(4)(巻8・154
4～1556番歌)

【日時】

7月16日(水)14時～15時30分

【講師】井上さやか(当館企画・研究係長)

【定員】150名(予定)

会場参加は事前申込不要
オンライン視聴のみ要事前申込

《イベント》

「にぎわいフェスタ万葉夏」
7月20日(日)～8月30日(土)

《問い合わせ》

奈良県立万葉文化館

☎54-1850

《休館日》

月曜日(祝日の場合は翌平日)

《開館時間》

10時～17時30分(最終入館17時)



▲万葉文化館HP